錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）　募集要項

産業振興や地域活性化のため、未来づくり専門員（以下「専門員」という。）と企業や団体等（以下「事業者」という。）の連携により、町内の共創基盤を強化し、新たな事業や産業の創出と、将来的な専門員の定住・定着を目指すため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成２１年総行応第３８号）に基づき、町内民間企業等に勤務し、事業者と協働して地域協力活動を行う『未来づくり専門員（民間企業等受入型)』を募集します。

１　募集人数

未来づくり専門員（民間企業等受入型）　　３名

２　応募条件

委嘱日において、次のすべての条件を満たしている必要があります。

(1)　三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から錦江町に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方（錦江町出身で、現在、前記都市地域等に住民票を有し、Ｕターンを希望する方も含む）

※詳細につきましては「総務省地域おこし協力隊推進要綱」をご覧ください。

(2) 普通自動車免許を有する方（委嘱日までに取得見込みを含む）

(3) パソコンの一般操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができる方

(4) 勤務する受入事業者の就労規則に反しない方

３　任期

令和９年４月１日から当該年度の３月３１日まで

ただし、次年度からは年度毎に更新し最長３年まで延長することができます。また、委嘱中に専門員としてふさわしくないと町が判断した場合は委嘱期間中であっても委嘱を解くことがあります。

４　活動内容、勤務条件等

別紙「受入事業者一覧」をご確認ください。特に勤務条件や福利厚生等は各受入事業者で異なりますので、受入事業者に必ずご確認ください。

５　雇用形態、契約期間

(1) 受入事業者が社員として雇用します。

※町と隊員の間には雇用関係はありません

(2) 雇用期間は委嘱期間と同様に、１年ごとに更新し最長３年まで延長することができます。

6　応募手続き等に関する事項

(1) 応募受付期限

令和９年１月１３日（水）１７時必着

(2) 提出書類

①　錦江町未来づくり専門員（民間企業等受入型）履歴書兼応募用紙（別記様式第１号）

②　職務経歴書（別記様式第２号）

※提出書類はパソコンで入力したものも可能とします。

※提出された書類はお返ししません。

※応募用紙により、書類選考を行いますので詳しくご記入ください。

※確認のため、お電話で連絡することがあります。必ず連絡の取れる連絡先を記入ください。

(3) 提出方法など

ホームページより上記①、②の書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ錦江町役場産業振興課まで郵送もしくは持参してください。

（ダウンロードできない場合は、役場産業振興課までお問合せください）

(4) 応募書類提出先

〒８９３－２３９２　　鹿児島県肝属郡錦江町城元９６３番地

錦江町役場　産業振興課

7　選考方法

(1) 第１次選考（書類審査）

書類選考のうえ、結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第２次選考（面接審査）

①　第１次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程は、合格者に追って通知いたします。

②　選考結果（最終）は、第２次選考受験者全員に文書で通知いたします。

８　その他

(1) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しません。

(3) 提出書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

９　問い合わせ先

住所：〒８９３－２３９２　鹿児島県肝属郡錦江町城元９６３番地

担当課：錦江町役場 産業振興課　生産振興チーム　（担当：牧原）

電話番号：０９９４－２２－３０３４

ＦＡＸ番号:０９９４－２２－１９５１

メールアドレス：kmakihar@town.kinko.lg.jp